

意見書案第6号

「原発事故子ども・被災者支援法」基本方針案について、公聴会の継続的開催と被災者を支援する施策の実現を求める意見書

上記の意見書案を次のとおり提出します。

平成25年9月30日

| | | |
|-----|----------|---------|
| 提出者 | つくば市議会議員 | 北口 ひとみ |
| 賛成者 | つくば市議会議員 | 皆川 幸枝 |
| | 〃 | 宇野 信子 |
| | 〃 | 木村 清隆 |
| | 〃 | 山本 美和 |
| | 〃 | ヘイズ ジョン |
| | 〃 | 浜中 勝美 |
| | 〃 | 田中 サトエ |
| | 〃 | 橋本 佳子 |
| | 〃 | 小野 泰宏 |
| | 〃 | 滝口 隆一 |

「原発事故子ども・被災者支援法」基本方針案について、 公聴会の継続的開催と被災者を支援する施策の実現を求める意見書(案)

2012年6月、超党派の国会議員により提案された「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」(以下、「支援法」)が、衆議院本会議において全会一致で可決成立しました。

「支援法」では「放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていない」と明記されています。また、被災地に住み続ける・避難を選択する・避難先から帰還を選択するなどいずれも自己決定として個人の選択を尊重することとし、そのために必要な支援を実施する旨が明示されています。その後具体的な施策策定や予算化が一向になされず、基本方針も示されないまま経過する中、今年3月18日、つくば市議会では請願「つくば市を含む茨城県を『原発事故子ども・被災者支援法』の支援対象地域にするよう求める意見書」を全会一致で採択し、国に提出いたしました。

しかし、それ以降も基本方針は策定されず、全国の自治体議会からの意見書が相次ぐさなか、8月30日、復興庁は「支援法」実施のための基本方針案を発表しました。しかし、その内容は、福島県内の33市町村を「支援対象地域」に限定し、福島県外の年間放射線量が1mSvを超えた地域に関しては言及せず、既にある実効性の乏しい施策を寄せ集めただけで「地域」ではなく「被災者」を支援するという法の理念とかけ離れている状況です。

また、基本方針案に関するパブリックコメント募集は9月23日までの約3週間という極めて短期間であり、更に被災者への「説明会」は東京都と福島市で各一回限り、平日の昼間にわずか2時間、周知期間は5～7日間という性急さです。これでは、切実な状況に置かれている福島県外も含めた被災者の声が確実に反映される可能性は薄いと云わざるをえません。

よって、つくば市議会は、国会及び政府に対し、次の事項について強く要望します。

記

1. 「原発事故子ども・被災者支援法」第5条に基づき、基本方針に居住者・避難者の声を反映させるため、継続的に公聴会を開催すること。
2. 支援対象地域は、福島県内33市町村はもとより、一般人の被ばく限度として用いられている年1mSv以上となる地域を全て指定し、具体的な支援策を提示すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年9月30日

つくば市議会

(提出先)

内閣総理大臣 様

復興大臣 様

衆議院議長 様

参議院議長 様